

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和四年(1929年)五月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次  
◇監査公告 土木部監査の結果

## 監査公告

監査公告第百二号

地方自治法第百九十九条の規定に基き、昭和二十七年度にかかる土木部の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和二十八年十二月十日

鳥取県監査委員	岸 本 政 嘉
"	木 南 貞 治
"	加 藤 定 治
"	角 田 健 太 郎

### 監査箇所

管 理 課	執行年月日
道 路 課	昭和二十八年七月二十日
河 港 課	" " 七月二十日
砂 防 課	" " 七月二十一日
建 築 課	" " 七月二十二日

### 管 理 課

昭和二十八年七月二十日監査  
監査委員 加藤 定 治  
角 田 健 太 郎

### 監査概況

一 当課は庶務、管理、災害の三係を置き土木部各課及び出先機関の連絡調整事務並びに公共事業施行に伴う用地の処理、建設業法、測量法の施行、区画整理事業、港湾諸施設の管理及び土木関係災害復旧事業等の事務処理に当つており二十四名の職員中二名の休職者があるが所管事務は概ね円滑に執行しているものと認められた。

二 土木部各課及び各出先機関に対する人件費の配分調

節については当該が一括管理掌握しており事業費支弁の職員が大部分で事業費予算をも把握する必要は認めらるが、工事費予算令達についても当該が一括要求するため末端の令達が遅延し工事の適期を失するものがあり土木出張所その他出先機関の監査結果にも早期令達を要望したので当該の善処を望む。

三 公共事業施行に伴う用地の買収、寄附、払下等相当件数あり事務処理も煩瑣にして多岐となつてゐるが登記事務が遅延し土木関係建築物はほとんど未登記である。なお各土木出張所に登記事務担当職員を配置してゐるが(郡家は未設置)事務処理が不振であるので職員を指導し厳格なる事務整理を望む。

四 建設業者登録は円滑に処理しており昭和二十七年年度末知事認可二二〇件、建設大臣認可六四件、計二九四件で業者の健全なる運営指導並びに育成助長に努力していることは認めるが、鳥取大火等のため悪質業者横行の噂もあり強力なる取締対策が緊要と認められた。又登録事務において実態を精査するため時日を要すること

はうなずけるが申請より二箇月、三箇月、長いものは五箇月も経過し認可されているものがあるので事務能率に一層配意を望む。

五 建設業者の指導育成助長策として業者に合理的基準を設け公正な決定により入札に参加させる対策が肝要で当該としても目下成案中のようであるが慎重措置を望む。なお業者の会計帳簿等の指導監督も助長策として研究されたい。

六 建設業者はすべて資金操作に苦慮してゐるので当該としては金融機関に対して証明を發し業者に対する金融策を講じてゐることは結構である。しかし証明行為も道義的責任が伴うので慎重を期すべきことは昨年重要望した通りであるが公共事業において保証会社が施行業者を保証した場合果が工事費を前渡金として交付し施工させるような保証制度もあり本省も推奨しているのでこれを利用する等資金難打策が望ましい。

七 鳥取市火災に伴う土地地区画整理事業は換地指定その他に慎重を期してゐたのであるが不幸にして紛争を起

し訴訟の結果施行者(知事)の敗訴となつたことは事業執行に大なる支障となつてゐるので早急解決策を講じ事業の進捗を図られたい。

八 災害復旧工事の財源は大牛を国庫に依存してゐるためこれが受入れ時期が工事施工に係り年度経過後施工中のものが多い。また旧年災害を残しながら逐年災害が増大する一方であり国民生活上にも生産増強のためにも早急完了するよう一層積極的に財源確保に努められたい。

九 事務の処理は概ね良好であり一般書類の整理状況も適正と認められたがなお次の点留意されたい。

- (1) 登記関係は財産台帳に登録し関係書類は索引を附し整理すること。
- (2) 許認可事務の処理が一般的に遅延し勝ちである。例えば赤碓港施設使用許可にしても八月八日申請したものが十月一日許可してゐる状況である。迅速処理を望む。
- (3) 不用品売払の中、橋梁古材の売却を実施してゐる

が払下を昭和二十七年八月三日に実施しながら処分立案を昭和二十八年三月二十七日にし四月十五日決裁は適当でない。売却前に伺うべきである。

(4) 土木学界主催の学術講習会の分担金として九月十九日請求による二〇、〇〇〇円立替払したものを昭和二十八年四月十一日立案し四月二十四日受領してゐるが事実発生直後速かに整理すること。

道路課 昭和二十八年七月二十日監査

監査委員 加藤 定治

角田 健太郎

監査概況

一 当該は管内道路行政並びに都市計画等重要な事務を管掌してゐるが昭和二十七年年度は四月十七日鳥取市大火災発生により従来の都市計画に根本的な検討と急速な実施を余儀なくせられ四月二十二日附人事異動により計画係を中心とする職員組織を充実に五月一日鳥取火災復興事務所に業務の一部を移管し所管業務は概ね

適切に処理しているものと認めた。

二 当課の職員組織は課長以下庶務係八(主事四、雇三、臨時雇一)、計画係四(技師三、臨時雇一)、補修係四(技師四)改良係五(技師三、雇一、臨時雇一)、計二十二名であつて一般職員は僅か十九名に過ぎない状況にあるが県下各土木出張所における工事実施状況から見て技術職員を充実し地方機関に対する指導並びに本庁契約にかかる各種工事検査の徹底を期することが緊要と認めるので人事当局の配意を望む。なお当課のみに限らないが経常的な事務或いは技術を処理する各係長以下の職員がすべて事業費支弁となつてゐるが道路手は果職員費支弁である、少くとも基幹となる経常的な職員は純果費支弁とすべきではないかと考へる。果全般的な問題として検討を望む。

三 一般道路行政については前年監査の際に指摘した如く国県道の改修率が極めて低調でありこれが整備を特に要望したのであるが、公共事業費に依存する結果国庫支出金の裏付経費を除く一般果費充当單獨事業費は

道路橋梁維持修繕費一千二百九十万円(内純果費四十九万四千余円、起債一千万円、寄附金一百五十万七千余円その他)、同改良事業費八百万円(起債及び寄附金等)であつて果費の充当は十分といえないようである。前回特別税又は公債等の措置考究方を要望した趣旨は果の行財政規模の目安として国が算定している基準財政需要額程度の果費を注入し更に根本的対策として特定収入の途を講じ経費の増加を図ることにあるので果当局はこの点十分留意されたい。

四 道路法の改正により県下、国県道の再編成が行われ一般国道二路線、二級国道四路線(従来国道三路線)、指定府県道二〇路線、一般府県道二〇三路線となり道路現況調査の結果国道二一九号四六七米(従来二一八号〇七五米)の県道一、五一三号八八七米(従来一、四六八号六二二米)となり前年度に比し四六号六五八米増加している。なお国道指定に關し果中央部における陰陽連絡道路として倉吉津山線及び倉吉勝山線等を要望したが指定基準に合致せず指定されなかつた。

五 道路台帳は根本的に整備を要するものと認め、橋梁台帳については概ね整備されているがなお整理を要する箇所があるので留意されたい。

六 昭和二十七年年度の道路改良事業は前年度よりやや上昇している程度であり一七箇所(前年度一二箇所)約一〇号、局部改良約四号を実施しているが橋梁は前年度六橋に比し本年度は僅か二橋である。もつともこのほかに街路事業或は災害復旧事業として施工しているものがあるので前年度と概ね同様の状況であつたが工事実施に際し起工決裁がおくれ年度内に工事未完成となつたものが多いので今後は関係者と協議し遺漏のないよう処理されたい。

七 土木出張所監査の際に指摘し果当局の留意方を要望した鳥取市吉方踏切附近の街路工事並びに米子市道笑町踏切解消の街路建設工事等に伴う潰地及び物件移転については事業遂行に支障を來たさぬよう事前に交渉を行い工事中途において進捗を阻害することのないよう果としては十分に注意し着実な見透して樹てべき

であるが関係市当局との連絡には特に留意するよう希望する。なお緊急失業対策事業弓浜中央産業道路整備工事等においても潰地問題のため工事遂行に著しい支障を來している現状は憂慮される。これが成否は産業振興に影響するのみでなく直接果費支出金の浪費ともなるので措置対策を望む。

八 道路修繕費、砂利購入費の節減と効率をあげるためモーターグレーダー、ブルドーザー、クラツシヤ、ダンブカー等の土木機械の整備に留意し僅かづつながら年々購入していることは結構である。一層の充実を望む。なお本年度は道路協会主催により「黄色い羽根」募金運動を展開し総収入百三十四万一千余円を得殆んど大部分を土木機械購入に当て果に現物寄附している実情であり募金協力者及び果道路協会に対して感謝の意を表したい。

九 土木出張所及び火災復興事務所等の監査報告書に指摘要望したが民願関係の事務処理について根本的に検討し権限委譲並びに民願工事の計画的施行或いは統制

も考慮すべきでないかと考える。特に鳥取市における路面の掘返しは頻繁を極め交通に支障を及ぼしている実情であり何等かの対策を要するが都市計画による完前舗装実施後掘返し等を行わないよう地下埋設物に対する総合的計画が肝要と認めるので関係機関と十分連絡して此の際根本的対策を樹立するよう要望する。

一〇 経理その他事務の処理について不正不当と認められるものはなかつたが過年度未収金の整理に格段の努力を盡されたい。

河港課 昭和二十八年七月二十一日監査

監査委員 岸 本 政 嘉  
木 南 貞 治  
加 藤 定 治  
角 田 健 太 郎

監査概況

一 当課は課長以下事務吏員三名、技術吏員九名、雇六名、計十九名の職員と臨時職員一名、計二十名により河

川、港湾、海岸に関する行政事務及び工事の施行並びに水防に関する事務等を処理し概ね適切に執行しているものと認められたが、各出先機関に対する指導の面に一層努力を要する点が見受けられ且つ各種事業遂行上果として解決打開すべき点も認めるので留意されたい。

二 管内における河川法施行河川は千代川ほか一二河川あり同法準用河川は本年度追加認定一二を含め陸上川ほか一六一河川、県費支弁普通河川二八三であり、港湾は重要港湾の境港をはじめ避難港として指定になつた田後港及び地方港湾に鳥取港ほか一〇港がありこれら河川港湾等に対する改修整備に努力していることは結構であるが、ほとんど公共事業に依存するため国費配当確保に努力を傾注し管理面については比較的軽視される傾向にある。また田後港に対する避難港としての整備計画が不十分であり境港に対しても重要港湾としての港内施設の整備に根本的永久的計画が必要と思うので留意すべきものと認められた。

三 本県の河川で一〇科以上の長河川はほとんどなく大

部分が急流河川であつて年々災害を惹起し全国的にも有名な災害県に数えられていることは洵に憂慮すべきである。当課としては中小河川の改良をはじめ局部改良、災害防除その他の総合的計画を樹て近年継続的に施工して成果を挙げつつあるものと認められ喜ばしいが災害復旧工事の進捗はなお低調であるので管理課その他の関係課と十分協議し迅速な復旧に努力されたい。

災害復旧工事進捗状況

(一) 河川海岸

年次別	本年度施工状況		全体計画に 対する進捗 歩合
	箇所	金額	
昭和二三年災害	一七	一八、四六、八五九	七五%
" " " "	八	七、三、四九五	七三
" " " "	一五	一〇、一〇、〇〇〇	五一
" " " "	三	三、〇、三、七〇〇	四三
" " " "	二六	四、八、五、〇〇〇	四四
" " " "	二七	三、六、七、六、三三三	三〇
計	五〇	三六、七、六、三三三	三〇

(二) 港 湾

年次別	本年度施工状況		全体計画に 対する進捗 歩合
	箇所	金額	
昭和二三年災害	三六	八、八、六、一、九六	八五%
" " " "	三	四、三、五、〇、九五	七一
" " " "	一八	三、八、〇、六、〇五	三三
" " " "	一八	一〇、三、八、九、七九	三三
" " " "	二七	一、一、一、一、一	一
計	八四	一七、七、五、五、五	六二

四 水防思想の普及を図るとともに応急資材を備蓄し有事に備えることは最も緊要であり十月県議会において所要経費三百八十九万八千余円の議決を得て水防倉庫(県管)五棟、市町村管一五棟の新設並びに器材及び応急資材等の整備をはかつたことは多とするが、内容的に見て質、量とも不十分であり使用後の補充等についても配意が欠けているので措置されたい。なおこれに要する財源として国庫補助金一百七十万三千五百円

のほかに果債二百万円、水利使用料十九万二千二百五十円を計上しているが、この内果債の二百万円は全然確保できず結局一般純果費を充当している実情であり今後予算編成に当り考究すべきである。

五 作業船整備事業として三百四十五万円をもつて土運船一隻を建造し更に港湾船舶維持事業として浚渫船、ポンプ船等を経費一百二十九万三千余円をもつて修理しているが、これら船舶はほとんど業者に貸与し使用料一百三十七万九千三百円を徴収している程度であり果が直接これを活用する方途も考慮すべきではないかと思うので研究されたい。

六 中小河川改良工事施工に伴う地元関係町村よりの寄附金を予定したものの中収入未済が一件あつたが部内関係課及び地方課等とも連絡し確保するよう努力されたい。なお河川局部改良工事施工に当り潰地買収に当つて地元町村との折衝が円滑を欠き工事中止を余儀なくしているものがあつたが所轄土木出張所を督励し場合によつては直接果が介入して円満解決するよう積極

的留意が望ましい。

七 河川工事は一般に多額の経費を要し長期間にわたるものが多くしかも出水期等施工上の制約があるので適期施工が最も肝要であり経済的と思われるが、末端における実情は必ずしも妥当でなく予算合達及び起工決裁がおくれる結果年度末に至り無理な施工をしているものも見受けられ遺憾である。当課は現状を把握し厳正且つ経済的な施工をさせるようこの点配慮されたい。なお直営工事における経理に実情に即しないものがある。出先機関の監査報告に指摘した事項についても留意し善処されたい。なお郡家土木出張所管内土師川の新川切替工事は予算に制約され憂慮すべき点が多いので万一にも住民に災厄を及ぼすことのないよう何等かの対策を樹立することが緊要である。

八 漁港修築工事及び船溜工事は主務省が農林省であるため補助申請、予算編成は水産課で行い計画実施等は河港課が委託を受けて担当している港湾行政を一元化するため当局の考究を望む。

九 経理その他事務処理は概ね適切と認められた。

砂防課 昭和二十八年七月二十一日監査

監査委員 岸 本 政 嘉  
 " 木 南 貞 治  
 " 加 藤 定 治  
 " 角 田 健 太 郎

監査概況

一 昭和二十七年度にかかる砂防事業は国庫補助の受入状況良好で年度当初より順調に施工していることは結構である。通常砂防工事において溪流四八に対し堰堤三六箇所、床固工一二箇所、護岸五箇所、掘鑿一箇所、海岸砂防二箇所、特殊土壤対策砂防工事として溪流八箇所に対し堰堤工八箇所、災害砂防復旧工事として二十三年災害四箇所、二十四年災害三箇所、二十五年災害一四箇所、二十六年災害五箇所、二十七年災害一箇所これらを地区別にみれば次の通りであるが現地工事施工状況を見ると必ずしも良好とは認め難い。第一

線機関である土木出張所はもとより当課においても指導監督を厳格にし厳正施工をなすよう格段の努力を要望する。

○通常砂防工事

箇所	金額
鳥取	一三、三八〇、九二三
那家	一〇、四五三、四七八
倉吉	六、七八七、五一九
米子	四、二五、一〇九、二五八
根雨	九、二一、七四三、九〇三
本課(幡郷県管発電所堰堤)	一、七、八六四、九六一
計	四三、一〇八、三四〇、〇四二

○特殊土壤対策砂防工事

倉吉	二、九八八、七五二
根雨	六、七、二四一、二九二
計	八、一〇、二三〇、〇四五
鳥取	二、九八、〇〇〇

郡家	一	三〇、〇〇〇
倉吉	二	九六、〇〇〇
米子	六	七六四、〇〇〇
根雨	二	一九二、〇〇〇
計	一三	一、一八〇、〇〇〇
○二十三年災害復旧工事		
鳥取	三	二、五九二、四六七
根雨	一	四三四、六九五
計	四	三、〇二七、一六二
○二十四年災害復旧工事		
鳥取	一	五三九、八三〇
倉吉	一	八〇九、九六四
根雨	一	一、〇〇七、〇五三
計	三	二、三五六、八四七
○二十五年災害復旧工事		
鳥取	四	二、七六九、八七六
郡家	二	一、〇一一、四七九
倉吉	二	一、四一二、三八五

米子	三	三、七二三、八二一
根雨	三	一、一九一、五二一
計	一四	九、一〇九、〇八二
○二十六年災害復旧工事		
鳥取	二	四七〇、九八七
郡家	一	五四〇、六〇五
根雨	二	二、二九一、〇六〇
計	五	二、三〇二、六五二
○二十七年災害復旧工事		
郡家	一	一四〇、〇〇〇

二 砂防工事の施工に当つては直管を原則としているが内容を見ると部分請負工事が多い。特に施工困難な箇所を請負に付している傾向にある。特殊機械器具を要する場合は別として、重要な部分は直管により施工し堅牢を期することが最も肝要でありいやくも直管形式により請負施工し事務の正確を欠くことのないよう今後特に留意を切望する。

三 砂防事業費より土木部及び各土木出張所職員の俸給

々料を負担支出しているが同事業に無関係のものまで負担しているものがある。総合経理に苦慮するためと思ふが関係職員を優先的に措置するが妥当と認められた。

四 県営発電事業は昭和二十六年六月より幡郷県営発電に着手し昭和二十八年二月工事を完成三月一日より操業運転に入つたのであるが同事業は戦後全国にさきがけて運転開始した関係上売電契約及び特定配給売電料金協定等慎重に検討し未だ売電価格の決定がなされていないので早急有利に解決することが肝要である。また発電所運営については公営企業法に準じ企業体管理態勢の確立に努力し事業の円滑なる運営を図るよう考究されたい。

五 東伯郡小鹿村地内神ノ倉発電計画について昭和二十七年純純果費一百二十万円の調査費を投じ基本調査しているが起債の見透し困難なため遅々として進捗しない実情である。財源の確保に一層努力し早急に実現するよう特に要望する。

六 本県の地勢からして小水力発電は特に重視されなけ

ればならないが昭和二十七年において七箇所八百五十KWを開発し更に昭和二十八年度においても九箇所を計画しているが当課の指導陣容に弱体の憾みがあり万全とは認め難い。陣容の強化を図り実施計画、設計並びに運営指導等に遺漏のないよう体勢を講ずることが緊要と認める。なお町村関係小水力発電における売電についても協力援助し開発助長を図られたい。

発電所名	事業主体	出力	一KW当り建設費	総事業費
智頭	富沢村農協	二〇〇KW	一〇〇,〇〇〇円	二〇,〇〇〇,〇〇〇円
社	社村	二四	二六、五〇〇	一、五八〇,〇〇〇
上私都	上私都村	三五	二二、〇〇〇	一、五八〇,〇〇〇
竹田	竹田村	六	二二、〇〇〇	一〇、二〇〇,〇〇〇
旭	旭村	一〇	二六、〇〇〇	一、六四〇,〇〇〇
古布庄	古布庄村	一〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇,〇〇〇
山上	山上村	一〇	一七、四〇〇	一、七四〇,〇〇〇

七 経理その他一般事務の処理状況は良好であり適当と

認めたがなお次の点今後留意されたい。

(1) 不用物品の出納長に対する返納事務と破損品の廃棄処分を要するものがある。会計課と協議し早急整理すること。

(2) 備品貸与簿と整理簿に記帳洩れ及び不適合のものがあつた。

建築課 昭和二十八年七月二十二日監査

監査委員 岸本政嘉

木南貞治

加藤定治

監査概況

一 当課は課長以下五十五名(主事一〇、技師一九、雇一〇、賃金傭一三、嘱託二)の職員で建築基準法の施行に伴う各種建築物の指導取締、建築士法、建築代理業条例の啓蒙実施、公共団体建築物の委託設計と工事管理、建築団体の指導育成、金融公庫の委託事務等諸般の建築行政を管掌しておりその執行状況は概ね適

正と認めた。

二 建築基準法及び同法に基く政令、規則、条例は建築行政の根幹をなし建築物の敷地、構造、設備及び用途に關し必要な最低基準の制定であり、これが実施の良否は県民生活文化に影響するので当課はこれが周知徹底と普及につき新聞広告、住宅展の開催等広報活動に相当努力しているが漸次適用地域が拡大の趨勢にあるので法の趣旨に副うよう今後一層の努力を望む。

三 建築物確認事務は従來の統制事務と同様に現場確認が肝要であるが、職員の僅少と(本庁、米子管内のみ専任職等を配し鳥取、倉吉、郡家、根雨管内にはない)諸経費に制約され、ほとんど書面上の確認に追われ実地検査が不十分と認めた。なお県下には相当件数の無届或いは違法建築物があると思われるので、実地検査をするとともに取締りの励行を望む。当局はこれ等につき充分留意し積極的活動を図らしめることが必要である。

四 県下住宅不足戸数は年々累加しており二十八年九月

末現在一、六五五戸不足している。なお自力による住宅建築は困難な状況にあるので県は国から二十七年年度公共事業として県管二九一戸(内鉄筋七四戸)、市町村管六九四戸(内鉄筋一〇四戸)の割当を受け建築しているが、鳥取市は年度末になるにもかかわらず一部は未完了であつた。これらは主要財源である起債の認可、国庫補助金の交付時期等に起因しているが、建築促進については一層強力に指導すべきものと認め、又前年度も同様であつたが翌年度に繰越することのなよう充分留意された。

五 住宅金融公庫法に基き住宅の設計審査、工事仕様認定等の委託事務を処理しているが、融資件数は一般一四二戸(四千三百九万円)、災害九五戸(三億三千万円)、防火帯建築一三八戸(一億円)不合格は三件で適正に処理しているものと認め、しかし本県融資額の枠は希望者五人に一人といつた少額であるが一面自己住宅建設希望者のほとんどが融資に依存する実情から見て融資枠の拡大が望まれるので努力されたい。

なお手続上に繁雑な面が多いが努めて親切に扱い住宅建設に一層協力し助長するよう留意されたい。

六 当課は各種県有建物の建築及び管轄工事を受託施工しているが、経費はすべて関係課より支払委任を受け設計実施するため処理に主体性がなくことに年度末に多くの委託を受ける結果工事施行に無理が伴ない年度内未完了工事個所を生じている現状である。従つて完成を急げば粗雑に流れることは否めないで財務当局並びに関係課は委託時期につき常に万全を期するよう留意されたい。

七 經理その他事務の処理状況は概ね良好と認め、たが次の点留意改善されたい。

(1) 米子市に建設した県営アパートの管理を米子土木出張所に委任しているが入居者の選考、貸付料の徴収事務は当課が直接行つている。もつとも二十八年度は収入事務は委任していたが入居、維持管理事務も委譲し報告程度に止めさせることが適當と認めるので考究すること。

